

○総務省訓令第●号

行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づき、平成23年●月●日から同年●月●日まで申請を受け付ける移動受信用地上基幹放送（207.5メガヘルツから222メガヘルツまでの周波数を使用して行うものに限る。）の業務の認定に係る方針を次のとおり定める。

平成23年●月●日

総務大臣 片山 善博

平成23年●月●日から同年●月●日まで申請を受け付ける移動受信用地上基幹放送（207.5メガヘルツから222メガヘルツまでの周波数を使用して行うものに限る。）の業務の認定に係る方針

（総則）

第1条 平成23年●月●日から同年●月●日まで申請を受け付ける移動受信用地上基幹放送（207.5メガヘルツから222メガヘルツまでの周波数を使用して行うものに限る。以下同じ。）の業務の認定を行うに当たっては、放送法（昭和25年法律第132号）、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成23年総務省令第82号）、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成23年総務省令第83号）、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）、基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）及び放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号。以下「審査基準」という。）の規定によるほか、この訓令に定めるところによるものとする。

（認定する移動受信用地上基幹放送の業務）

第2条 認定する移動受信用地上基幹放送の業務は、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第4章第1節に定めるセグメント連結伝送方式によるマルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務とする。

2 認定する移動受信用地上基幹放送の業務に係る周波数については、13セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第28条第1項に規定する13セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）を2及び1セグメント形式のOFDMフレーム（同令第11条第1項に規定する1セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）を7とする。

3 移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の表の区分に従い、申請するものとする。

	セグメント領域	セグメント数	認定数
①	13セグメント形式のOFDMフレーム	13	1
② 注1	13セグメント形式のOFDMフレーム	7、8、9又は10	1
③ 注1、注2	13セグメント形式のOFDMフレーム	1、2又は3	1以上 6以下
④	1セグメント形式のOFDMフレーム	1	7

注1 ②及び③に係る申請者は、基準セグメント数（施行規則第61条第3号に規定する基準セグメント数をいう。）を申請することを妨げない。

注2 13セグメントから、②に係る移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受ける者が使用するセグメント数を除いたセグメント数を上限とする。ただし、当該セグメント数は6を上限とする。

（認定の基準）

第3条 移動受信用地上基幹放送の業務の認定については、審査基準第10条の3の規定によるほか、次の事項について審査することとする。

(1) 放送番組の検索又は選択に関する情報の送信

第2条第3項の表中①に係る申請者が、自己又は他の移動受信用地上基幹放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行うことを放送事項に明確に記載しており、かつ、当該情報の送信に当たって、次に掲げる事項に適合していること。

ア 当該情報の送信のため1セグメントを確保していること。

イ 全ての移動受信用地上基幹放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を送信することが可能であること。

ウ 全ての移動受信用地上基幹放送事業者との間において、放送番組の検索又は選択に関する情報の送信に関する情報を共有するための体制が整っていること。

エ 放送番組の検索又は選択に関する情報の集約や送信の方法及び当該情報の送信に係る料金が、特定の移動受信用地上基幹放送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(2) 認定の申請

申請者が、第2条第3項の表中①から③までに係る移動受信用地上基幹放送の業務について、複数の認定の申請を行っていないこと。

（比較審査基準）

第4条 移動受信用地上基幹放送の業務に関し、審査基準第10条の3及び前条の規定に適合する申請者に指定することのできる周波数が不足する場合には、特別の事情がある場合を除き、審査基準第10条の4の規定にかかわらず、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適

合するものを優先するものとする。

(1) 事業計画の適正性及び確実性

次に掲げる事項その他事業計画の適正性及び確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。

ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性

イ 事業開始後の収入の算出根拠の適正性及び確実性並びに費用算出の適正性

ウ 放送番組の制作及び調達の確実性

(2) 放送番組の多様性

新たな放送番組の分野の確保、放送番組の特定分野への偏り等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(3) 放送の特性を生かしたサービスの推進

次に掲げる取組等、移動受信用地上基幹放送の、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性並びに映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるという特性を生かしたサービスの推進のためのより充実した取組を行うものであること。

ア 映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態の多様な組み合わせの確保のための取組やその組み合わせに係る創意工夫を生かした取組

イ 受信設備に応じた放送番組の画面構成や放送番組に係る附随サービス等に係る創意工夫を生かした取組

(4) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(5) 放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保

放送番組の制作及び調達に係る取引に関する指針の作成や当該取引を円滑に行うための取組等、放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保のためのより充実した取組を行うものであること。

(6) 国内受信者の利益の確保

国内受信者の意図に反した有料サービスへの誘導を防止するための措置等の具体的な計画を有していること、全ての移動受信用地上基幹放送事業者が共通して利用できるシステムの構築等の具体的な計画を有していること等、国内受信者の利益の確保のためのより充実した取組を行うものであること。

(7) 放送番組の検索又は選択に関する情報の送信

第2条第3項の表中②に係る申請者が、自己又は他の移動受信用地上基幹放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行うことを放送事項に明確に記載している場合に限り、当該情報の送信に当たって、次に掲げる事項に適合している

こと。

ア 全ての移動受信用地上基幹放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を送信することが可能であること。

イ 全ての移動受信用地上基幹放送事業者との間において、放送番組の検索又は選択に関する情報の送信に関する情報を共有するための体制が整っていること。

ウ 放送番組の検索又は選択に関する情報の集約や送信の方法及び当該情報の送信に係る料金が、特定の移動受信用地上基幹放送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(8) 受信設備の普及に関する事項

移動受信用地上基幹放送を受信することのできる受信設備を全国において国民に普及させるための計画の内容がより充実していること。

2 前項に掲げる基準によるほか、以下によること。

(1) 前項(2)及び(3)アの規定は、第2条第3項の表中④に係る移動受信用地上基幹放送の業務の認定の申請に関し比較審査を行う場合には適用しないこととする。

(2) 前項(7)の規定は、第2条第3項の表中①、③及び④に係る移動受信用地上基幹放送の業務の認定の申請に関し比較審査を行う場合には適用しないこととする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。